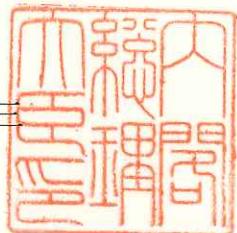




府益担第1658号
平成30年12月25日

一般財団法人国際人材交流支援機構
代表者 小見山 幸治 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



認定書

平成30年5月22日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づき、別紙のとおりの公益財団法人として認定する。

1. 法人コード : A024973
2. 法人の名称 : 一般財団法人国際人材交流支援機構
3. 認定を受けた後の法人の名称 : 公益財団法人国際人材交流支援機構
4. 代表者の氏名 : 小見山 幸治
5. 主たる事務所の所在場所 : 東京都千代田区永田町二丁目 17番 17号
6. 公益目的事業
 - (1) わが国における少子高齢化社会の進展とグローバル経済の加速度的発展に伴う労働力供給環境の多様化という現状に鑑み、将来のわが国そして世界の成長と発展を担うべき人材、とりわけ、勉学への意欲にあふれつつも、経済的に困窮する等の事情により働きながら学んでいる若年の日本人学生ないし海外からの留学生に対する奨学金の給付を実施し、就学環境の改善を積極的に支援し、もってわが国及び世界にとって有用な人材の育成に寄与することを目的とする事業
7. 収益事業等
該当なし